



ほづみ

郡山市立穂積小学校
学校便り No.26
令和3年10月25日
文責：校長 中澤修一

「ダンス教室」(1～3年生)

10月18日(月)の3校時目に、1～3年生を対象に「ダンス教室」を行いました。

ダンスは、「水泳教室」でもお世話になった鳥居久美子先生に教えていただきました。

子どもたちは、とても楽しそうに身体表現をすることができました。



走れ！走れ！月間

10月は、「走れ！走れ！月間」です。

10月28日(木)の「持久走記録会」に向けて、全校生が業間に走っています。

自分の目標を決めて、その達成に向けて一生けんめいがんばっています。



がんばったね！陸上競技交歓会



すべての競技が終わった後に、競技場の正面入口で撮影した集合写真です。

力を出し切り、充実した表情です。
選手のみなさん、お疲れ様でした。

「配布」と「配付」

似た言葉として「配布」と「配付」があります。どちらを使うことが正しいのか判断に迷うことがよくあります。



実はこの2つの言葉には、明確な使い分けがあります。

どちらも同じ「配る」という意味をもつ言葉ですが、その後ろにつく漢字によって、配る対象が変わるのです。そのため、意味を考えずに使用してしまった際に、意味の取り違えなどが起こる可能性もあります。

「配布」とは、チラシを配ったり、政府などが国民にものやお金を配ったりするときに使います。「配布」の「布」という漢字には、「一面に広げて行き渡らせる」という意味があるため、「配布」という言葉は、「不特定多数の大勢に配る」という意味になりました。

「配付」とは、手渡しで数名に手紙を配ったり、飲食店や小売店などで整理券を配ったりする場合などの「特定の人たちに配る」ことを指します。「配付」の「付」という漢字は、「手と手で人にものを渡す」という意味です。そのため、「配付」という言葉は、「限られた人たちだけに紙などの資料を配る」という意味の言葉になりました。

一般の生活の中では、「配布」と「配付」を使い分けるには、上記のルールで考えればよいのです。



しかし、公用文だけは、特別な場合(交付税など)を除いて、昭和29年11月以降に制定された法令用語として「配布」で統一することに決められています。

公用文とは「国や公共団体が出す文書や法令などに用いる文章」のことを言います。

ちなみに、多くの新聞やテレビのニュースでは「配布」が使用されています。

本校においては、公用文に準じて、「配る」という言葉を用いる際は、基本的に「配布」を使用したいと思います。